



平成 27 年 5 月 25 日勉強会(発表担当：今井)

ベスタクス事件控訴審判決

(知財高裁平成 27 年 3 月 25 日判決(平成 25 年(ネ)第 10104 号))

1 当事者

控訴人（原告） ベスタクス株式会社（ベスタクス）訴訟承継人 破産者
ベスタクス株式会社破産管財人 X（控訴人）
被控訴人（被告） ディアンジェリコ・ギターズ・オブ・アメリカ・エル・
エル・シー（被控訴人会社）および Y（被控訴人 Y）

2 事案

(1) 本訴訟の概要

被控訴人 Y が被控訴人会社を教唆し、被控訴人会社がベスタクスの営業を妨害して、その名誉および信用を毀損したなどと主張して、ベスタクス（その後控訴審にて控訴人が訴訟手続を受継）が、被控訴人らに対し、不法行為（民法 709 条、719 条）による損害賠償請求として、損害額合計 2 億 5 464 万 2680 円および遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

原審は、ベスタクスの請求をいずれも棄却したため、原判決を不服として、ベスタクスが控訴をした。

(2) 本件の背景の概要

ア ジョン・ディアンジェリコ (John D'Angelico) は、死亡する昭和 39 年までにギター「ディアンジェリコ・ギター」を合計 1164 本製造したが、これらのオリジナルのディアンジェリコ・ギターは、アーチトップギターの名作として、現在でもプロの奏者等で世界的に人気が高く入手が困難な製品である。

イ ジョン・ディアンジェリコの死後、ディアンジェリコ・ギターについての商標、意匠に関する権利を含む諸権利は、ディマール・ギターズ社が取得し、管理をするようになった（同社は昭和 59 年に解散）。なお、ベスタクスや被控訴人会社がディアンジェリコ・ギターのレプリカ商品を製造するために必要な権利の帰属・取得については複雑な経緯があるため、説明を割愛する。

ウ 平成元年ころから、ベスタクスは、寺田楽器に委託するなどして、ディアンジェリコ・ギターのレプリカモデル（ベスタクス商品）の国内での製造、販売を開始した。

エ 平成 11 年、被控訴人 Y らは、ベスタクスに対し、被控訴人 Y らが米国

で会社（被控訴人会社）を設立してベスタクス商品を米国に輸入し、販売することを持ちかけ、ベスタクスはこれに応じた。同年、被控訴人会社は、被控訴人Yの出資によって、米国ニュージャージー州法に従い設立された。オ 平成12年から平成17年までの間に、ベスタクスは、被控訴人会社に対し、ベスタクス商品を合計897本販売し、被控訴人会社は、これを米国やカナダで販売した。

カ 被控訴人会社は、平成17年ころ、韓国の製造会社等に発注してディアンジェリコ・ギターのレプリカモデル（被控訴人商品）の製造を開始し、米国内で販売をするようになった（不法行為1に対応）。

キ 平成15年、被控訴人会社は、OHIMに対し、「D'Angelico」の文字からなるデザインロゴについて、指定商品を15類（ギター、エレキ・ギター）等とする商標登録出願をし、平成17年、商標の設定登録を受けた（本件欧州登録商標）（不法行為2に対応）。

ク 平成21年6月、被控訴人会社は、代理人を通じ、ベスタクス商品の英国代理店および仏国代理店に対し、被控訴人会社が本件欧州登録商標の商標権者であることを理由に、「D'Angelico」の商標の無許可での使用の取止め等を求める内容の警告書を送付した（不法行為3に対応）。

ケ 平成21年8月、被控訴人会社は、代理人を通じ、ベスタクスに対し、欧州共同体内における「D'Angelico」の商標の使用の取止め等を求める内容の警告書を送付するとともに、寺田楽器とその製造する楽器の輸出業者であるイイダコーポレーションに対し、同警告書の写しを送付し、同年9月に、寺田楽器に対し、日本におけるベスタクスの商標登録に異議を唱えるつもりであること、寺田楽器が輸出用のディアンジェリコ・ギターを販売すれば寺田楽器を訴えることなどを記載した電子メールを送信した（不法行為4に対応）。

3 問題となった被控訴人らの行為

(1) 不法行為1

ベスタクス商品と同一の形態で、同一のオリジナルのディアンジェリコ・ギターの標章を付した粗悪な韓国製のレプリカ・ギター（被控訴人商品）を米国で販売して、ベスタクス商品との誤認混同を招き、ベスタクスの名誉および信用ならびにブランドイメージを毀損した。

(2) 不法行為2

ベスタクスの商標の一つである「D'Angelico」の標章を無断でOHIMに本件欧州商標登録し、ベスタクスの営業を妨害し、これを防ぐための経済的損失を余儀なくさせた。

(3) 不法行為 3

本件欧州商標登録が無効となるべきものであるにもかかわらず、同商標に基づき「D'Angelico」の商標の無許可での使用の取止め等を求める警告書をベスタクスの英仏の代理店に送付するなどして、ベスタクスの名誉および信用を毀損した。

(4) 不法行為 4

前記(3)と同様、欧州共同体内における「D'Angelico」の商標の使用の取止め等を求める内容の警告書等をベスタクスの日本の取引先にも送付して、ベスタクスの営業を妨害し、名誉および信用を毀損した。

4 争点

(1) 国際裁判管轄の有無 (争点1)

(2) 適用されるべき準拠法 (争点2)

(3) 被控訴人らのベスタクスに対する不法行為の成否 (争点3)

(4) 損害額 (争点4)

今回は、争点1および2についてのみ取り上げる。

5 当事者の主張

(1) 国際裁判管轄

(控訴人の主張)

不法行為4は、被控訴人らが日本国内においてした行為によりベスタクスの法益について損害が生じたものであるから、日本の裁判所に国際裁判管轄がある。不法行為1ないし不法行為4は、いずれもベスタクスがベスタクス商品に関して有する権利等に関わるもので、互いに密接な関係がある一連の不法行為であるから、併合請求の裁判籍の規定(民事訴訟法7条本文)により、日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

(被控訴人らの主張)

不法行為4で問題となる、被控訴人会社が本件欧州登録商標の商標権者でないことについての判断は、OHIM等の専属的管轄に服するから、日本の裁判所に国際裁判管轄はない。不法行為1ないし3の審理の対象は、不法行為4の審理の対象と共通せず、本件欧州商標登録の有効性は、OHIM等の専属的管轄に服するものであるから、不法行為1ないし3と不法行為4とは、被控訴人らが日本の裁判所で応訴することを強いられるだけの合理性を支持する密接な関連性がなく、不法行為1ないし3に係る請求は日本の裁判所に国際裁判管轄がない。

(2) 本件に適用されるべき準拠法

(控訴人)

不法行為4に基づく請求は、日本国内での加害行為により日本国内でのベスタクスの法益が侵害されたことによるものであるから、日本法が適用される。

不法行為1ないし3に基づく請求についても、ベスタクスは、日本にしか支店等を有していないから、ベスタクスの損害は日本国内で発生しており、加害行為の結果発生地は日本国内である。したがって、法の適用に関する通則法(以下「通則法」)17条により日本国法が適用される。加えて、不法行為1ないし3は、ベスタクスの名誉・信用を棄損するものであるから、通則法19条によっても、ベスタクスの常居所地法である日本国法の適用がある。仮に通則法17条、19条の適用がないとしても、不法行為1ないし3は、不法行為4と争点が共通であり、日本国法を適用することが当事者の公平、裁判の適正・迅速に資し、また、被控訴人らは、原審段階から日本国法を適用することについて争っていない以上、通則法21条により、日本国法に準拠法を変更することの合意が擬制されるというべきであり、異なる準拠法を主張することは時機に後れている。

(被控訴人ら)

ア 不法行為1

米国内での被控訴人会社の販売行為を加害行為とするものであり、需要者が、ベスタクス商品と被控訴人商品とを混同し、被控訴人商品の品質が低いと感じるという結果が発生するのは、米国内でのみである。また、被控訴人会社では、被控訴人商品の受注・発送処理は、ニュージャージー州内にある被控訴人会社の事務所で行っている。

したがって、通則法の施行前の平成18年以前に実行された不法行為1については、「原因タル事実ノ発生シタル地」(法例11条1項)のニュージャージー州法が準拠法である。

平成19年1月1日以降の行為については日本法が準拠法となることは争わない。

イ 不法行為2

本件欧州登録商標の出願をしたことを加害行為とし、同商標が登録されたことを加害行為の結果とするものである。本件欧州登録商標の登録時には、フランス所在の代理人によって対庁処理がフランスにおいて行われていた。したがって、不法行為2については、「原因タル事実ノ発生シタル地」(法例11条1項)のフランス法が準拠法である。

ウ 不法行為3

警告行為等がフランスと英国で受領ないし実行され、フランス・英国の代理店の営業活動が妨げられたというのであるから、不法行為3の準拠法は、それぞれフランス法・英国法である。

エ 不法行為4

(被控訴人会社による不法行為4の準拠法が日本法となることについては、被控訴人らは明確に争っていない。)

6 裁判所の判断

(1) 国際裁判管轄

「...被控訴人会社が本件欧州登録商標の商標権者であることを理由として、日本への警告書の写しをベスタクス商品の取引先である寺田楽器やイダコーポレーションに到達させたことによりベスタクスの業務が妨害されたとの客観的事実関係は明らかである。そうすると、まず、不法行為4に係る請求については、被控訴人会社を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるから、我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定すべきである。

そして、不法行為1ないし3に係る請求も、ベスタクスが、D'Angelicoの商標を付したベスタクス商品を継続して販売してきた相手である被控訴人会社に対し、同会社が、ベスタクス商品と同一の商標及び意匠の被控訴人商品を販売したという行為、本件欧州登録商標の登録をしたという行為やこれを理由とする警告書をベスタクスの英仏の取引先に送付したという行為が違法であると主張するもので、ディアンジェリコ・ギターに関する標章や意匠に係る利益の有無を巡る一連の紛争として、不法行為4に係る請求と実質的に争点が共通し、紛争の合理的な解決のために統一的な判断をする必要があり、相互に密接な関係があるということが出来るから、不法行為1ないし3に係る請求についても我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するのが相当である。」

(2) 準拠法

ア 不法行為1

まず、裁判所は、控訴人の主張する不法行為1についての損害賠償請求の内容は、ベスタクスの名誉等の、無形損害を生じさせたというものであり、その法律関係の性質は不法行為であると判断した。

次に、(i)法の適用に関する通則法が施行される平成19年1月1日前に加害行為の結果が発生した行為については法例が適用されることを前

提に、当該行為の準拠法としては「原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律」（法例11条1項）が適用され、（i i）平成19年1月1日以降に加害行為の結果が発生した行為については通則法が適用されることを前提に、当該行為の準拠法としては「被害者の常居所地法（被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主たる事業者の所在地の法）」（通則法19条）が適用されるとした。

そして、不法行為1の（i）について、被控訴人商品の販売行為は米国のニュージャージー州で行われていること、名誉等の毀損は米国外で生じていたとしても派生的なものに過ぎないこと等から、準拠法はニュージャージー州法とされた。（i i）については、通則法19条により、準拠法は日本法であるとされた。

イ 不法行為2

まず、控訴人の主張は、ベスタクスがOHIMに商標登録をする権利が侵害されたと主張しているのではなく、「代理人」である被控訴人会社によって営業を妨害されない利益がベスタクスにあることを前提として、かかる利益を侵害したものが不法行為2と主張しているものと解された。その上で、営業を妨害されないという利益は、ベスタクスの主たる事業所の所在地である日本国内に存すると解するのが合理的であるから、「原因タル事実ノ発生シタル地」とは、日本であり、準拠法は日本法と判断された。

ウ 不法行為3

不法行為3は、被控訴人会社が、平成21年に英仏代理店に対して警告書の送付を行い、さらに強要行為等をしたことにより、ベスタクスの名誉・信用を毀損したというものである。したがって、通則法19条により、ベスタクスの主たる事業所の所在地である日本法が準拠法になる。

エ 不法行為4

不法行為4は、被控訴人会社が、平成21年に日本国内の取引先に対して、ベスタクスに送った警告書の写し等を送付したことにより、ベスタクスの営業上の利益を侵害するとともに、名誉・信用を毀損したというものである。したがって、同行為の法益侵害の結果は日本国内で生じており、また、同行為は名誉・信用を毀損する行為に当たるから、通則法17条、19条により、日本法が準拠法になる。

(3) 不法行為の成否、判決

(2) で認定された準拠法に基づき不法行為1ないし4についての不法行為の成否が判断されたが、いずれも不法行為は成立しないものと、結局、控訴棄却の判決がなされた。

7 若干のコメント

(1) 国際裁判管轄

現在は、民事訴訟法の改正により国際裁判管轄に関する規定が設けられたが（民事訴訟法3条の2なし3条の12）、改正前は、国際裁判管轄は、「...当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同十五条）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判籍に服させるのが右条理に適うものというべきである。」（最高裁昭和56年10月16日判決（マレーシア航空事件））とされていた。

本判決においては明確に言及されていないが、この最高裁判決の判旨の内容に沿って、まず、不法行為4に係る請求については日本の裁判所の国際裁判管轄を認め、そして、不法行為4に係る請求と実質的に争点が共通する等の理由で、不法行為1ないし3についても、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められたと思われる。

ここで、不法行為4に係る請求について、日本の裁判所の国際裁判管轄が認められなかった場合または不法行為4が存在しなかった場合、不法行為1ないし3に係る請求の国際裁判管轄はどのように判断されていたであろうか。

この点、旧民訴法5条1号、民法484条により、損害賠償の義務履行地は債権者の現住所、すなわち、日本であるから、上記判旨にそって、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めても良いようにも思われる。しかし、不法行為に基づく損害賠償債務の履行地の予測は被告にとって困難であり、当事者の公平に反するおそれがあるため、義務の履行地を基準に国際裁判管轄を決定すべきではないと考えられる（東京地判昭和62年6月1日・金融商事790号32頁）。このことは、新民訴法3条の3第1号に、国際裁判管轄について、義務履行地管轄は、契約上の債務（契約関連の事務管理・不当利得、債務不履行を含む）に限定されていることから推察できるといえるべきである。

したがって、上記の仮定事例の場合、少なくとも、控訴人の住所が日本に存在すること以上に、不法行為1ないし3について日本の裁判所に国際裁判管轄があることを正当化し得るような事情を主張・立証しなければな

らないであろう。

(2) 準拠法

本判決では、通則法が適用される行為については、名誉または信用の毀損の特例に関する通則法19条が適用されて、準拠法は日本法と判断されたが、この特例が適用されない通常不法行為がなされた場合、通則法17条によって定められる準拠法はいずれの国の法律となったのであろうか。

不法行為の準拠法は、通則法が施行される前は、「原因事実発生地法」（法例11条1項）とされていたが、加害行為地と結果発生地が異なる場合、いずれが「原因事実発生地」となるのか、争いがあった。通則法は、これを、「加害行為の結果が発生した地の法」（通則法17条本文）とし、ただ、加害者が結果発生地を予測しえないときは「加害行為が行われた地の法」（17条但書）とし、上記の法例における争点を解決したものである。

しかし、加害行為の結果が生じたと明確に判断がつかない場合（債権、知的財産権等も同様）、依然として、「加害行為の結果が発生した地」がいずれになるのか、という問題は生じる。

もっとも、少なくとも、被害を被った当事者が日本国内にしか拠点を有していないから、加害行為の結果発生地が日本になるという理由づけは成り立たないと思われる。

なぜならば、これでは、被害者が日本に所在するというだけで、日本法がいつでも適用されることになり、相手方の利益を不当に害するからである。また、もし、このような理由づけが成り立つとすると、通則法17条の特則として設けられた名誉または信用の毀損の特例に関する通則法19条において、準拠法が被害者の居住地法と定められていることの意義が失われてしまうからである。

8 参考条文

法例

- 「第11条 事務管理、不当利得又ハ不法行為ニ因リテ生スル債権ノ成立及ヒ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル
- 2 前項ノ規定ハ不法行為ニ付テハ外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキハ之ヲ適用セス
 - 3 外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依リテ不法ナルトキト雖モ

被害者ハ日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ処分ニ非サレハ之ヲ請求
スルコトヲ得ス」

法の適用に関する通則法

「(不法行為)

第十七条 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の
結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通
常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地
の法による。

...

(名誉又は信用の毀損の特例)

第十九条 第十七条の規定にかかわらず、他人の名誉又は信用を毀損す
る不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、被害者の常居所地法
(被害者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、その主た
る事業所の所在地の法) による。」

以上

[判例研究のページに戻る](#)

[事務所トップページに戻る](#)